

自由競争下の卸売市場の現状と課題

— 食肉の卸売市場を中心として —

The Present Conditions and Problems of wholesaling markets Under Free Competition

佐々木 悟

はじめに

1. BSE、鳥インフルエンザ発生による食肉供給構造変化
2. 国内の食肉生産と輸入の動向
3. 食肉卸売市場の概要
4. 食肉卸売市場における取引の動向
5. 和牛取引における卸売市場シェアの縮小と産地食肉センターシェアの拡大
6. 自由競争化における食肉卸売市場の課題と対応

おわりに

はじめに

生鮮食品といわれる食肉、水産物、青果物、そして花卉のかなりの部分は卸売市場を流通している¹⁾。周知のように、日本の卸売市場は1923年の中央卸売市場法制定以降、公設の中央卸売市場を軸に、公正で公開された取引を確保することによって、生鮮食料品流通の要として重要な役割を果たしてきている。だが今、生鮮食料品の卸売市場経由率は急速に低下し、1990年代後半より卸売市場流通を担っている卸売会社、仲卸の存立の危機が叫ばれてきている²⁾。たとえば、卸売市場経由率の高い青果物でみると、73年には中央卸売市場と地方卸売市場とを併せて91%あったものが94年現在は70%を切っているのである。

このような状況の下で、政府は2004年卸売市場法を改正し、卸売市場の品質管理の高度化や卸売業者の事業活動、そして取引の商物一致に関する規制の緩和とともに2009年から卸売会社、仲卸会社の存立基盤である卸売手数料の自由化を実施することになっている。卸売手数料の自由化は、必然的に産地からの集荷を確保するために卸売手数料の引き下げ競争を激化させることになり、卸売会社の経営悪化に拍車をかけ、卸売市場の存立をさらに危うくすることになるだろう。

卸売市場シェアの狭隘化がすすむなかで、経由率のもっとも低いのは食肉の卸売市場である。1990年代初期の牛肉輸入自由化以降、輸入牛肉の急増、2001年国内におけるBSE感染牛の発見によ

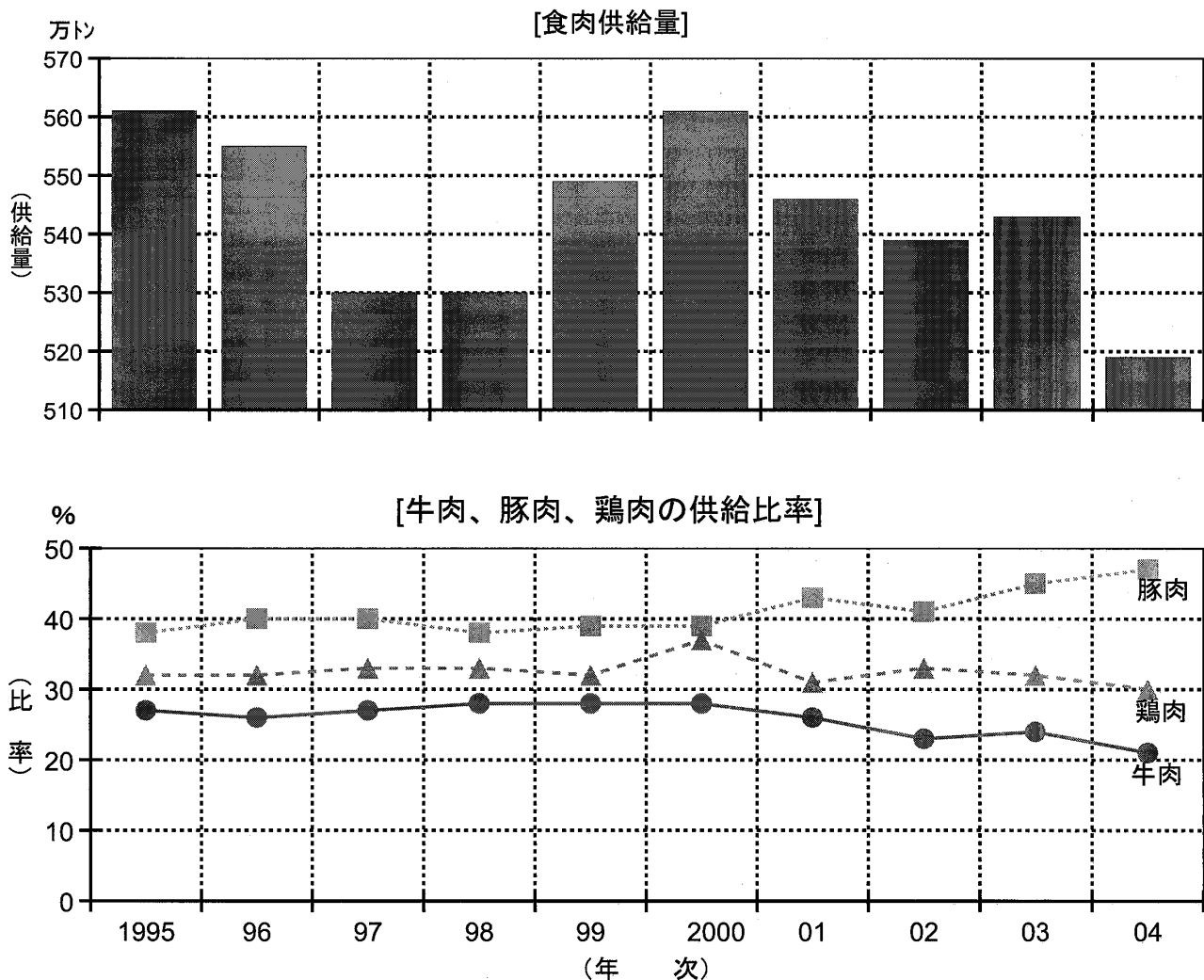


図1 日本の食肉供給量と牛肉、豚肉、鶏肉の供給比率 (1995~2004年)

資料: 農水省「食肉関係資料」より作成

注) 数量は枝肉重量である。

る消費・需要の低迷、そして2003年の米国におけるBSE感染牛発見に伴う米国産牛肉の禁輸等により、肉牛・牛肉の流通構造は変動し、卸売市場流通は大きく変わりつつある。

本稿では、食肉卸売市場に焦点を当て、第一に90年代以降の食肉取引の動向を整理し、第二に卸売市場存立基盤拡充のための課題と対応について考察したい。尚、分析対象は後に述べるように、食肉中央卸売市場10市場、地方卸売市場は現存する23市場のうち、指定市場19市場とした。

1. BSE、鳥インフルエンザ発生による食肉供給構造変化

21世紀になって、BSEと鳥インフルエンザによって食肉供給構造は大きく変化している。1980年代中期以降EUで猛威をふるったBSEが飼料の輸入肉骨粉によって、国内に上陸し、初めて牛のBSE感染が確認されたのは2001年8月であった³⁾。国内において、牛のBSE罹患が確認以降、食品業界における国産牛の使用中止や学校給食への牛肉の使用中断などが相次ぎ⁴⁾、10月にはBSE全頭検査

実施による食肉処理作業の遅れもあって、卸売市場の国産牛取引頭数は例年の4割にまで激減した⁵⁾。

この間、偽装表示事件も相俟って⁶⁾牛肉の供給は枝肉換算で2000年の156万トンから01年には142万トン、さらに02年には123万トンへと、この2年間で21%も減少した(図1)。この減少は輸入牛肉によるものである。国内生産量は2000年53万トンからBSE感染牛が確認された01年には46万トンへと約14%減ったが翌02年には54万トンへと回復している。他方、輸入は103万トンから70万トンへと3割以上も減少した。すなわち、牛肉に対する消費者の不安は輸入牛肉にまで及んだのである。このような牛肉の消費・需要の減退は豚肉・鶏肉の代替需要を引き起こし、一時価格も上昇⁷⁾したが年間の供給量、生産量に大きな変動はなかった。

米国においてBSE感染牛が確認されたのは03年12月であった。政府は即座に米国産牛肉の輸入を停止した⁸⁾。その後、1年余の日米専門家の交渉を経て輸入再開の機運が熟していたが、05年6月に2例目のBSE罹患牛が確認され、1例目はカナダ産であったが、この牛は自国産であったため輸入再開機運は大きく遠のいた⁹⁾。

政府がBSEの発生で停止していた米国、カナダ産牛肉の輸入再開を決定したのは同年12月になってからである¹⁰⁾。だが、06年米国産牛肉輸入再開後1ヶ月もたたぬうちに、成田空港の検疫において米国産輸入牛肉に危険部位の脊柱混入が確認され再び禁輸措置がとられた¹¹⁾。日本とアメリカとの両国で承認された輸入再開の条件である「アメリカ農務省による牛肉輸出証明プログラム」において、日本の基準にあわせてすべての輸出牛の特定危険部位を除去することが提示されていたからである¹²⁾。

米国産牛肉脊髓混入に関する日本政府の質問状に対し、06年3月に米国政府は輸出業者と検査官が対日輸出基準を知らなかったことが原因で、脊髓混入は「特異な事例」であり、米国産牛肉の安全性を揺るがすものではない旨の調査報告書を提出した¹³⁾。その後、米国産牛肉の脊髓混入は日本のあと香港、韓国でも確認されており¹⁴⁾、また、BSE感染牛確認以降日米の協議によって2004年6月から米国が開始したBSE検査頭数も極めてわずかなものであった。食品安全委員会は、飼料規制の側面からも米国のBSE感染牛は日本の5～6倍に及ぶと推計していた¹⁵⁾。しかし、米国の度重なる政治的圧力のもと¹⁶⁾、国内外食業界の強い要望¹⁷⁾も相俟って、日本政府は米国産牛肉輸入再開に向け動き出している¹⁸⁾。

さらに、食肉需給動向に大きな影響を及ぼしたのは03年後半からアジアを中心に蔓延した鳥インフルエンザである。国内では、04年1月に山口県で感染が確認され¹⁹⁾、その後全国に拡大した。4月に安全宣言が出されるまで鶏肉・鶏卵の消費・需要は急速に落ち込み、04年の食肉供給量は牛肉の減少も加わって543万トンから519万トンへと前年比95%へ落ち込んだ。ちなみに、その後鳥インフルエンザは国内では一応終息しているが、世界的には拡大しつつあり、死者はアジアからトルコ、

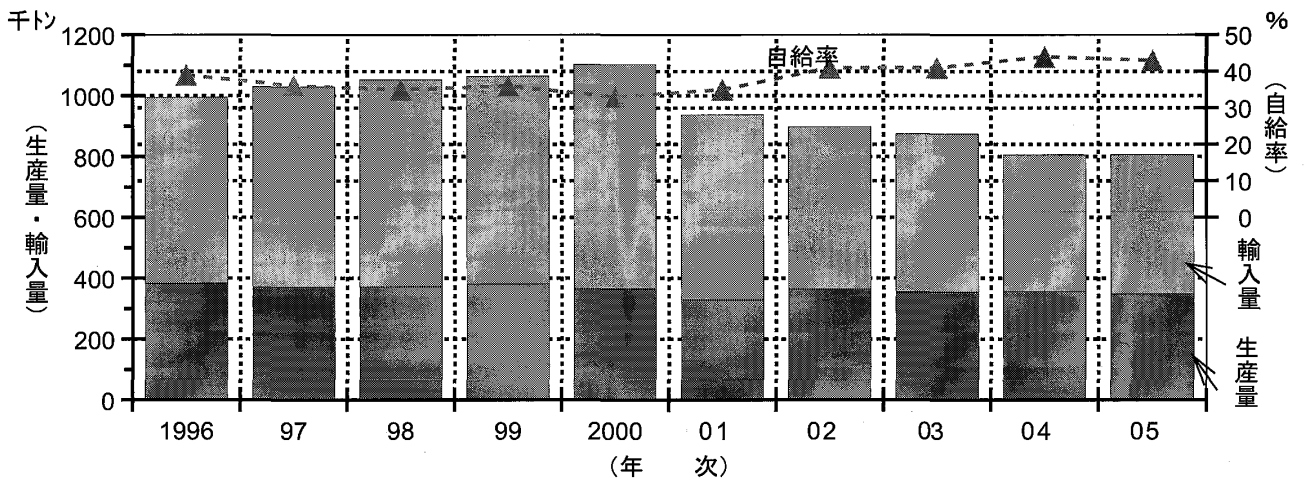


図2 牛肉の国内生産量・輸入量と自給率の推移 (1996~2005年)

資料：農水省「食肉流通統計」、財務省「貿易統計」

注) 数量は部分肉ベースである。

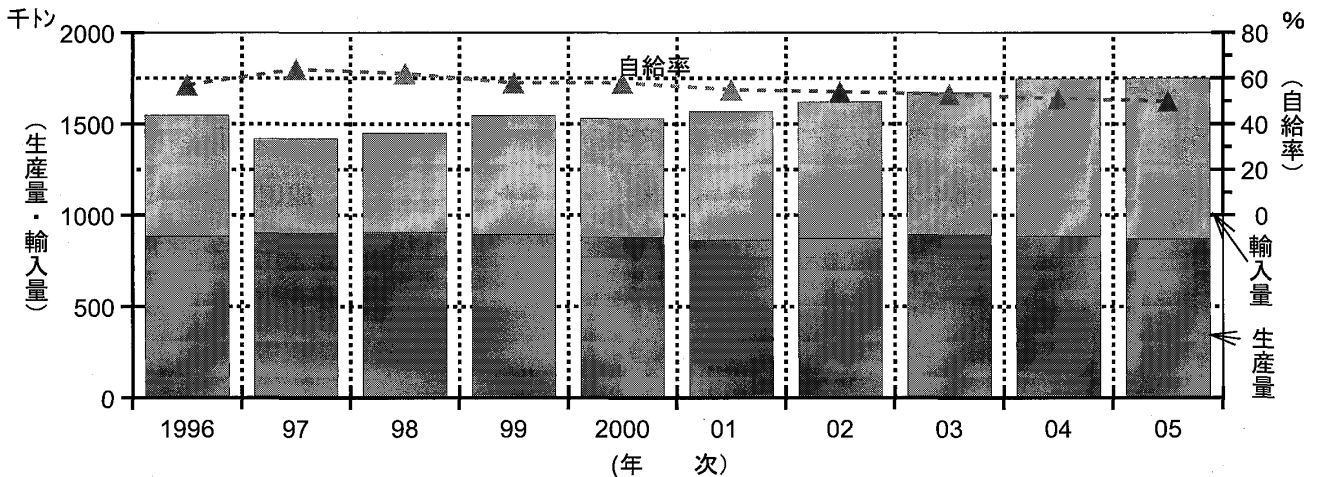


図3 豚肉の国内生産量・輸入量と自給率の推移 (1996~2005年)

資料：図2に同じ

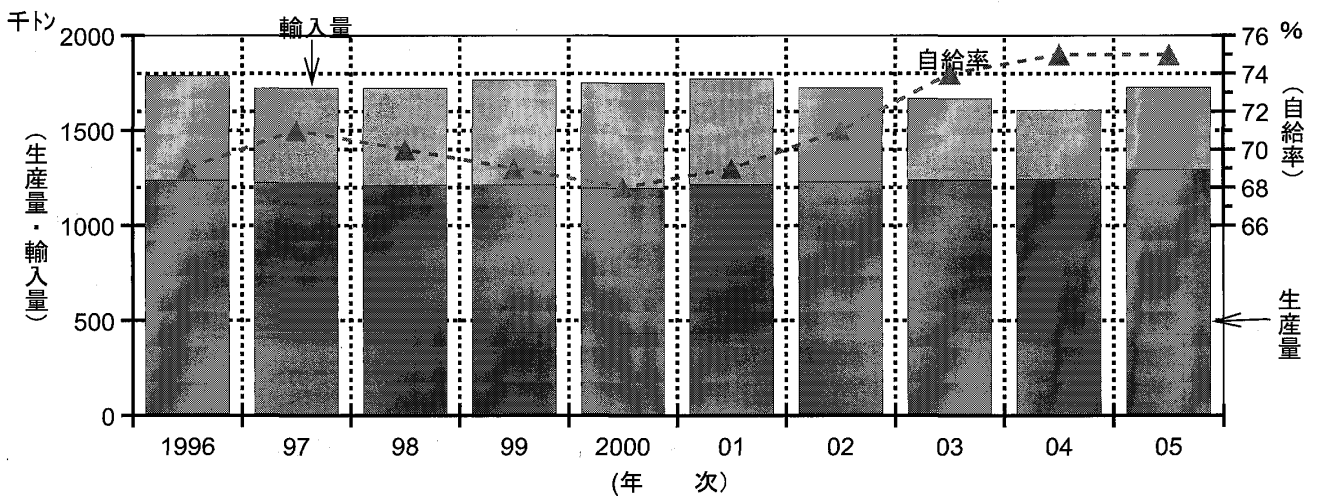


図4 鶏肉の国内生産量・輸入量と自給率の推移 (1996~2005年)

資料：農水省食肉鶏卵課資料と財務省「貿易統計」

イラクの中東へと拡がり、現在100人を突破している²⁰⁾。

以上のような状況の下、日本の食肉の消費・需要は2000年561万トン进行ピークに減少傾向を辿り、04年にはピーク時の93% (519万トン) に低下している。そして、総供給量に占める各食肉の構成比も変化している。2000年以降豚肉が39%から47%に上昇する一方、牛肉は28%から21%へ、鶏肉は37%から30%へそれぞれ低下している (図1参照)。

2. 国内の食肉生産と輸入の動向

輸入が大きく減少し、自給率が高まったのは牛肉と鶏肉である。牛肉総輸入量は2000年の74万トンから、05年には46万トンへと4割以上も減り (図2)、2000年には総輸入量の約5割を占めていた米国産牛肉とカナダ産牛肉の輸入が04年から途絶え、それに替わって豪州産牛肉が2000年の34万トンから2005年には41万トンへと1.2倍に増えている²¹⁾。鶏肉 (ブロイラー) も2000年の56万トンから43万トンへと2割以上減少した (図3)。とくに2000年には総輸入量の42%を占めていた中国産と23%を占めていたタイ産の輸入が途絶え、替わってブラジル産が11万トンから33万トンへと3倍に増大している²²⁾。他方、この間豚肉輸入量は増大の一途を辿り、65万トンから88万トンへと35%も増大した (図4)。輸入先はアメリカ、カナダとデンマークであるが、カナダ、アメリカの北米産の増大が顕著である²³⁾。

このような輸入量、輸入先の変化のもとで、輸入量の減少した牛肉の自給率はこの間33%から43%

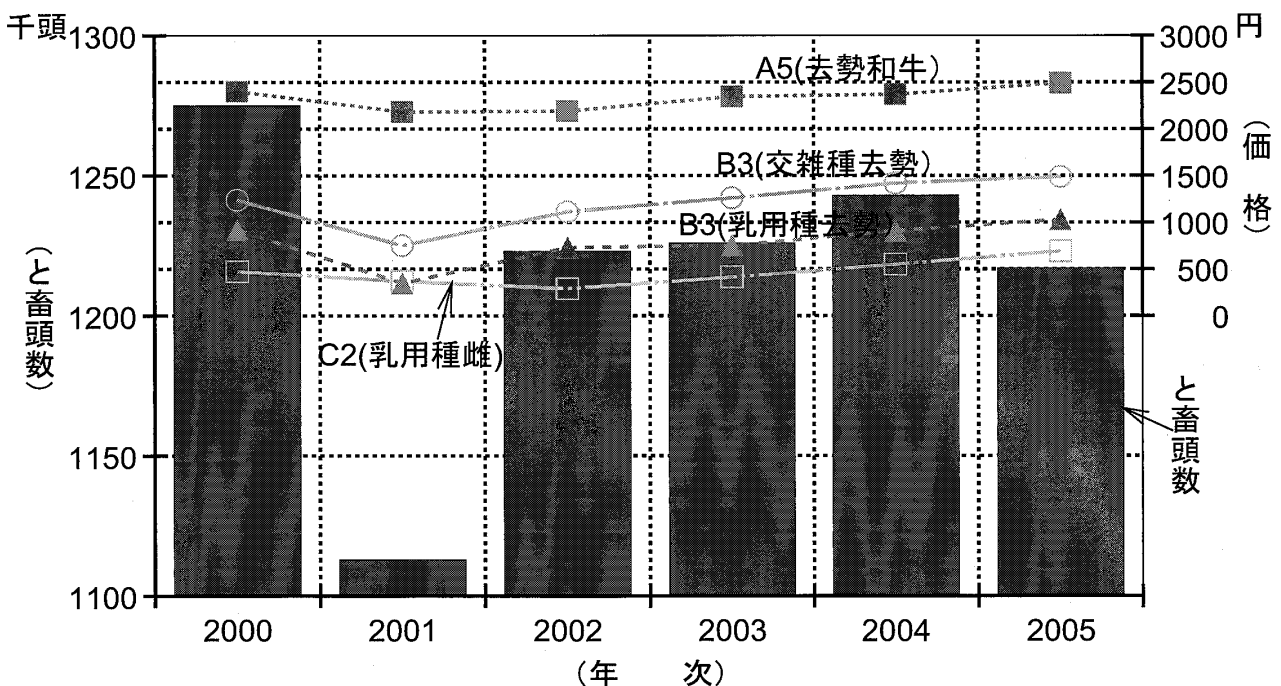


図5 肉牛と畜頭数、牛肉卸売価格の推移 (2000～2005年)

資料：農水省「食肉流通統計」、

注) 卸売価格は東京食肉中央卸売市場の価格である。

へ、鶏肉の自給率は68%から75%へと上昇する一方、豚肉は58%から50%に下降している。しかし、各食肉の生産量をみると、鶏肉は119万トンから129万トンへと8%増大しているが、豚肉は87~89万トン、牛肉は36~37万トンとそれぞれ停滞・減少している。とくに、国内におけるBSE感染牛の発見によって大きく冷え込んだ牛肉の消費・需要は、総輸入量の約5割(2000年-49%)を占めていた米国産牛肉の輸入途絶(04年以降)にともない回復し、図5に示すように、国産牛肉の05年平均価格は2000年の価格水準を超え値上りしている。東京食肉中央卸売市場の年平均価格を国内でBSE感染牛が発見された年の前年2000年と2005年とを比較すると、高級牛肉の和牛去勢格付A5は2,402円/kgから2,492円/kgへと4%、大衆牛肉乳用種去勢B3は916円/kgから1,030円/kgへと11%、交雑種去勢B3は1,236円/kgから1,488円/kgへと17%、そして下級牛肉である乳用種C2は471円/kgから692円/kgへと32%それぞれ上昇した。だが、国内肉牛と畜頭数は2000年の128万頭から122万頭へと6万頭減少しているのである。つまり、雛の孵化から8週齢~10週齢で出荷に至る生産期間の短い鶏肉の生産は市場の需給動向に容易に対応できるが、繁殖から育成・肥育、出荷までに20~30ヶ月以上を要し、生産期間が長期にわたる牛肉は市場の需給、価格動向に対応して出荷を調整することは困難なのである。

これらの国内産の牛、豚の大部分は卸売市場あるいは市場外の産地食肉センターや食肉加工メーカーを経由して小売段階に流通している。とくに2000年以降、卸売市場流通は国内生産の停滞・減少の影響を被って縮小傾向にあり、卸売市場の存立基盤構築のためにあらたな対応が求められている。

3. 食肉卸売市場の概要

食肉卸売市場の歴史は青果物の卸売市場²⁵⁾とは異なって比較的新しく、1958年大阪食肉中央卸売市場設置を皮切りに各地に開設され、現在、食肉中央卸売市場は仙台、さいたま(2001年5月1日に「大宮」から名称変更)、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の10市場、地方卸売市場は茨城(茨木町)、宇都宮、群馬、川口、山梨(石和町)、浜松、東三河(豊橋市)、愛知(名古屋市)、岐阜、四日市、南大阪(松原市)、西宮、加古川、姫路、岡山、坂出、愛媛(松山市)、佐世保、熊本、豊田、高山、近江八幡、奈良(大和郡山市)の23市場が開設されている²⁶⁾。豊田、高山、近江八幡、奈良の4市場を除く19地方卸売市場は「畜産物の価格安定等に関する法律」付則10条に基づき、農林水産大臣より中央卸売市場に準ずる重要な市場(指定市場)として指定を受けている。尚、本稿では、先にのべたように地方卸売市場については、指定市場を分析対象とした。

食肉卸売市場は青果、花き、水産物とともに「卸売市場法」(1971年制定)によって定義つけられ、①効率的な集分荷、②公正な価格形成、③迅速・確実な代金決済、④情報の受発信等の機能を有している。しかし、以下のような他の生鮮食料品市場とは異なる特色・機能も有している。まず第一に他の生鮮食品市場では、卸売業者の数は2社以上、つまり複数制が採用されているが、食肉卸売

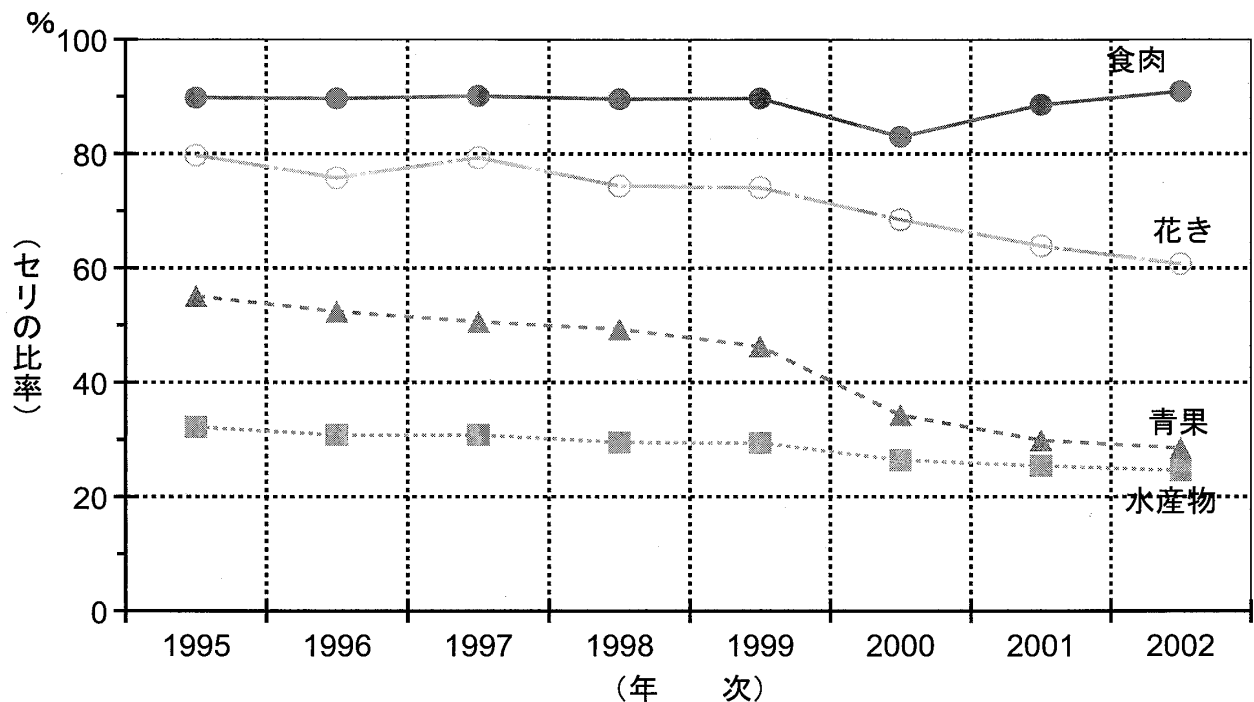


図6 中央卸売市場におけるセリ取引の比率

資料：農水省流通課「卸売市場データ集」

市場においては、熊本食肉卸売市場以外は単数制である。これは取り扱う食肉はほぼ牛肉と豚肉と少ないが故に、卸売業者間の競争を防ぐためである。また、仲卸制度を導入している卸売市場も少なく、東京、横浜、大阪、広島のみである。第2に、食肉の搬入形態の大部分は生体であり、取引を行う前に生体をと畜、解体し、枝肉にする流通加工行程があることである。と畜・加工処理施設は卸売市場に付属して設置されおり、その運営・整備に多額の経費が必要とされることである。第3に、セリ取引の比率が高く卸売業者に対する規制がまだ厳しいことである。他の生鮮食品の卸売市場では大型量販店等大口需要者の台頭にともない、「販売開始時刻以前の卸売」つまり「先取り」が恒常化しつつあり、また、1999年「卸売市場法」の改正にともなう相対取引の増加はセリ比率の低下に拍車をかけている。それは、量販店等の計画的販売に対応した仕入れの欠品回避や大量仕入れによる仕入れ価格の値引きの要求に、卸売市場がセリ取引でなく相対取引によって対応しているためである。また、先取りの値決めは必然的に相対取引によることになるが、先取りの増加する要因として転送の増大が挙げられる。生鮮食料品の東京等大型卸売市場への出荷集中に伴い、地方の卸売市場は大型卸売市場からの転送に集荷を頼るようになってきている。地方への転送については、荷はその地方の卸売市場の朝の取引時刻に間に合うように拠点市場を出るため、荷の拠点市場を出るのは深夜になってしまい、拠点市場のセリ（午前6～7時）に間に合わない。それ故に先取りが増加し、必然的にセリ取引が減少して、相対取引が増加しているのである²⁷⁾。

図6に示すように、中央卸売市場におけるセリ取引の比率は2000年以降花きは60%台、青果と水

産物は20%台で低下傾向を辿っているが、食肉は90%以上を維持している。このような食肉卸売市場におけるセリ取引の高比率は、生体で市場に搬入され、と畜、枝肉への加工処理、そして格付けと食肉以外の卸売市場にはない流通加工行程を有していること、そして、①許可以外の卸売業務の禁止、②差別的取り扱いの禁止、③仲卸売業者及び売買参加者以外への販売の禁止、④自己の計算による卸売の禁止、⑤市場外にある物品の卸売の禁止、⑥卸売の相手方としての買い受けの禁止、⑦委託手数料以外の報償の受け取りの禁止が励行されていることに起因している。2004年「卸売市場法」改正によって、①卸売業者及び売買参加者以外への販売、②自己の計算による卸売（相対取引）、及び③市場外にある物品の卸売の3点の規制が緩和されたが、他の品目を扱う卸売市場とは異なり、食肉卸売市場の先取り・相対取引は極めて少ない。

だが、食肉卸売市場のセリ取引の場合、上場頭数の増減にともなって生じる価格の大きな変動が、安定した取引を求める大口の出荷者や買受人にとって取引拡大の障害になっている²⁸⁾。

表1 食肉中央卸売市場及び指定市場における牛、豚取引頭数並びに全国流通量に占める比率

単位：千頭・%

年次	牛 肉						
	中央卸売市場		指定市場		卸売市場合計		⑤全国と畜頭数
	①取引頭数	②流通比率 ①/⑤×100	③取引頭数	④流通比率 ③/⑤×100	取引頭数 ①+③	流通比率 ②+④	
1996	346	25.1	218	15.8	564	40.9	1,381
97	345	26.0	209	15.7	554	41.6	1,330
98	336	25.7	138	10.6	474	36.2	1,310
99	332	25.1	246	11.0	478	36.1	1,321
2000	339	26.2	149	11.5	488	37.7	1,297
01	293	26.6	126	11.4	419	38.0	1,103
02	342	27.1	138	10.9	480	38.1	1,263
03	317	26.4	111	9.3	428	35.7	1,202
04	335	26.7	117	9.3	452	36.0	1,255
05	313	25.6	111	9.1	424	34.7	1,222
	豚 肉						
1996	1,174	7.0	1,869	11.1	3,043	18.1	16,852
97	1,210	7.1	1,821	10.7	3,031	17.8	17,021
98	1,120	6.6	1,311	7.7	2,431	14.2	17,077
99	1,068	6.3	1,346	8.0	2,414	14.3	16,872
2000	1,029	6.2	1,301	7.8	2,330	13.9	16,717
01	959	5.9	1,262	7.7	2,221	13.6	16,329
02	985	6.1	1,298	8.0	2,283	14.1	16,183
03	1,000	6.1	1,277	7.8	2,277	13.9	16,396
04	968	5.8	1,281	7.7	2,249	13.6	16,578
05	907	5.6	1,273	7.8	2,180	13.4	16,240

農水省「畜産物流通統計」ならびに日本食肉市場卸売協会資料により作成。

4. 食肉卸売市場における取引の動向

卸売市場で取引される牛、豚の頭数の全国と畜頭数に占める比率（流通比率）は減少・低下の一途を辿っている。1996年以降2005年現在までの10年間に、牛の取引頭数は56万頭から42万頭へと25%減少し、流通比率は41%から35%へと6ポイント低下した。また豚についても300万頭から220万頭へと26%減少し、流通比率も18%から13%へと5ポイント低下した。

流通比率の高い牛でみると、とりわけ地方卸売市場の取引頭数の減少、流通比率の低下が顕著である。この10年間に於ける中央卸売市場、並びに指定市場の牛・豚の取引量、流通比率の推移について比較すると、中央卸売市場では、2001年にBSE感染牛の発見による牛肉の消費・需要の落ち込みによってと畜頭数が減少し、取引頭数はそれまでの33~34万頭から29万頭に激減したが、05年現在31万頭に回復している。この間流通比率は25~27%を維持してきている。他方、指定市場の取引頭数は1999年25万頭を最高に減少し、05年現在11万頭とピーク時の44%に落ち込んでいる。また、流通比率も1996年の15.8%から2005年には9.1%へと6.7ポイント低下している。ちなみに流通比率の低い豚についても、卸売市場全体の取引頭数は1996年の300万頭から05年には220万頭へと27%減少し、流通比率は18.1%から13.4%へと4.7ポイント低下した。豚の減少は卸売市場全体に及んでおり、この間、中央卸売市場では、取引頭数は120万頭から90万頭へと25%減少し、流通比率も7.0%から5.6%へと1.4ポイント低下し、指定市場でも取引頭数は190万頭から130万頭へと30%以上減少し、流通比率も18.1%から13.4%へと4.7ポイントも低下した。現在、このような卸売市場の取引頭数、全国と畜頭数に占める流通比率の低迷にともない、食肉流通における卸売市場流通上の機能自体が問われているのである（表1）。

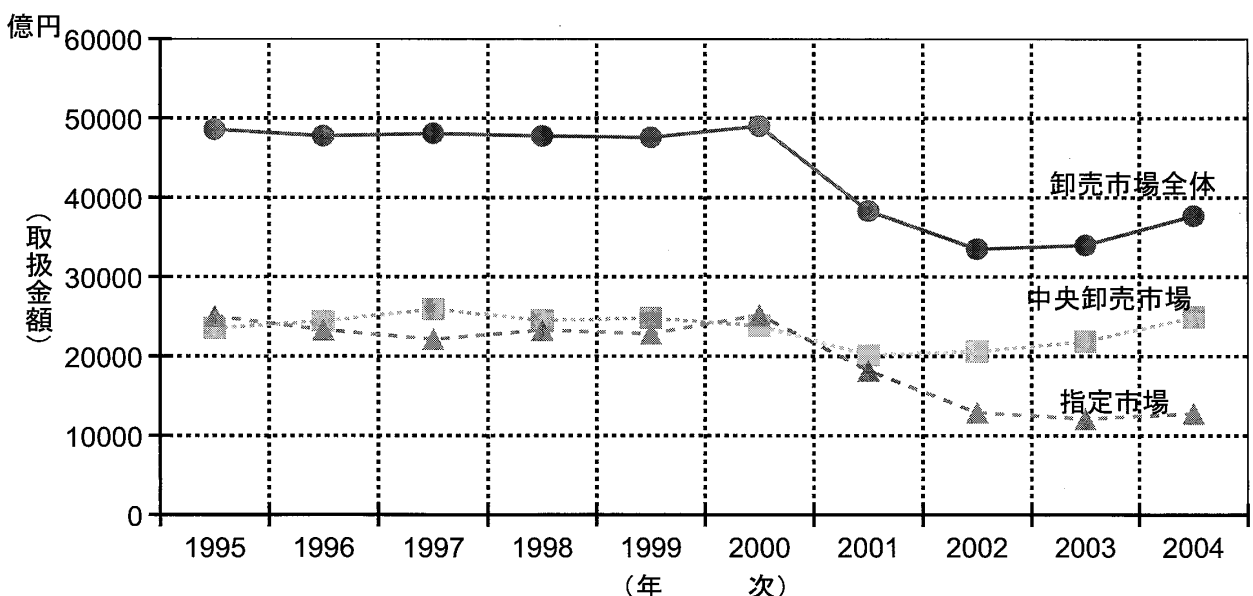


図7 食肉卸売市場取扱金額の推移 (1995~2004年)

資料：社団法人日本食肉市場卸売協会「食肉中央卸売市場および指定市場の概要」

これまでみてきたような取引頭数の減少にともない、卸売市場の経営基盤も揺らいできている。図7は卸売市場における取引金額の推移を示している。全国卸売市場取引額は1996年以降4兆8000億円～9000億円を推移していたが、先に述べたように2001年におけるBSE感染牛の発見にともない、牛取引頭数の激減と牛肉価格の下落(図5参照)によって1兆円以上も落ち込み、その後2003年より増加傾向にあるが2004年現在3兆8000億円とピーク時(2000年4兆9000億円)の3/4にとどまっている。そしてとくに取引額減少の著しいのは指定市場である。中央卸売市場の取引額は2002年2兆3千億円から2001年には2兆円へと3千億円程減少したが、その後増大し、4年現在2兆5千億円と2000年の取引額を超えている。しかし、指定市場の取引額は2000年2兆5千億円をピークに2001年、2002年に50%以下に激減し、その後回復していないのである(図7)。

卸売市場内における取引は委託売買であり、卸売業者は手数料商人である。卸売手数料率は野菜8.5%、果実7.0%、水産物5.5%、花き9.5%に対し、食肉は3.6%ともっとも低い。これは、個体あたり単価が他の農産物より高価であることからこのような料率が決められている²⁹⁾。したがって、市場取引額の停滞・減少は必然的に取引を担っている多くの卸売商人の経営悪化を引き起こしつつあるといえよう。

取引額の停滞・減少は肉牛品種の中でとりわけ価格形成の高い和牛(黒毛和種)の取引頭数の減少によるところが大きい。先に述べたように卸売市場においては牛の大部分が生体で搬入され、と畜、枝肉格付け後取引が行われる。次章では格付頭数の推移から取引の変化を見てみよう。

5. 和牛取引における卸売市場シェアの縮小と産地食肉センターシェアの拡大

と畜牛全体の格付比率は上昇傾向にある。1990年代後半には73～74%であったが、2000年代以降80%台に上がっている。品種別に見ると個体差の大きい和牛、交雑種の格付け比率は80～90%と高く、個体差の小さい乳用種は60%台である。品種別では最も高い価格を形成している和牛についてみると、1995年から2004年までの10年間に78%～88%へと10%上昇している。産地において和牛の肉質向上をはかり品質差別化をすすめる競争が顕著になりつつあるといえよう(図8)。

このような市場のより高い評価を求める和牛の取引が、2000年以降卸売市場において急速に減りつつある。表2は最近10年間における肉牛の品種別格付頭数の変化を示したものである。先に述べたように卸売市場における牛の取引頭数が減少傾向にある中で、品種別にみるともっとも比率の高い和牛取引が急速に減少している。格付頭数では、2000年の31.5万頭から2004年には21.1万頭と2/3に減り、肉牛取引全体に占める比率も63%から45%に低下している。ちなみに和牛の減少に対して乳用牛と和牛を交配した交雑種の格付けが2000年以降9.5万頭から15.5万頭へと1.6倍に増加し、格付総頭数に占める比率も19%から33%へと上昇している。

卸売市場における和牛取引の減少は指定市場においてとくに深刻である。全国和牛格付頭数は

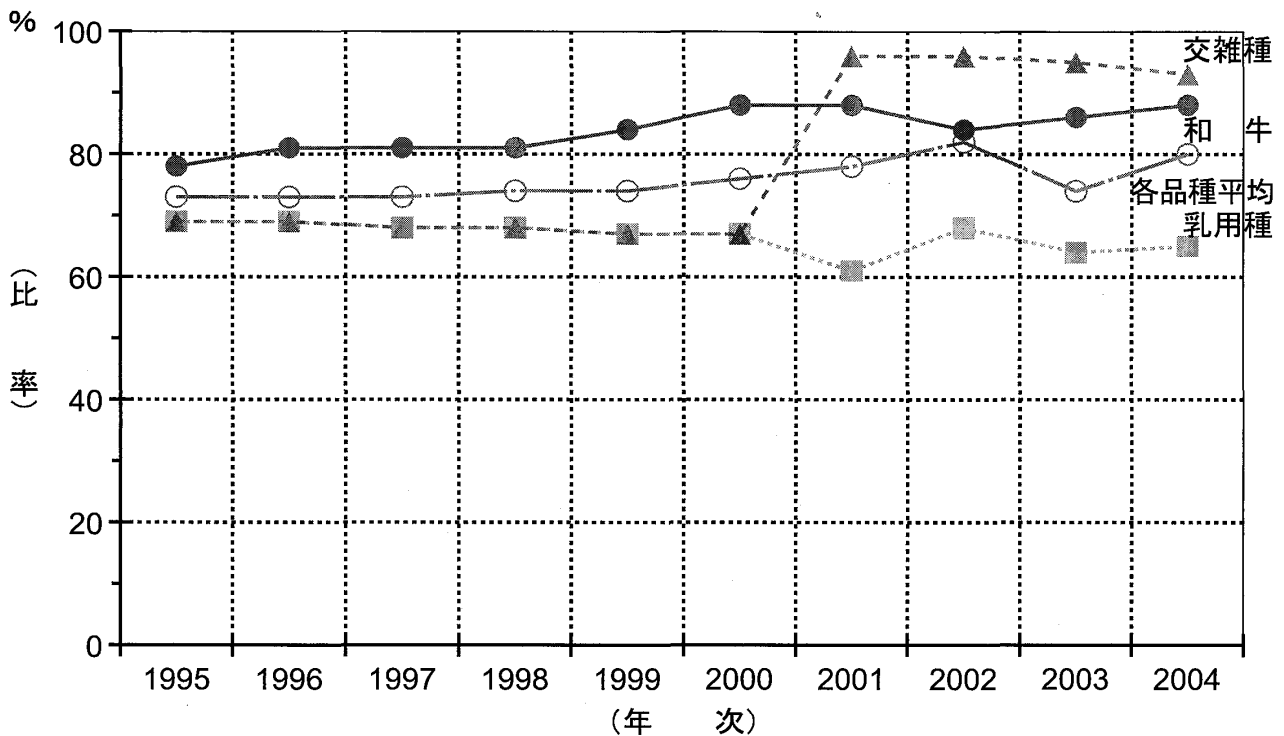


図8 牛の品種別格付比率の推移
日本食肉格付協会資料により作成

注1) 交雑種は2000年までは乳用種の中に含まれる。
注2) 格付比率は格付頭数/と畜頭数であり、和牛は和牛雌+和牛去勢+和牛雄、乳用種は乳用種雌+乳用種去勢+乳用種雄である。

表2 卸売市場における肉牛の品種別格付頭数とその比率の推移

単位：千頭・(%)

年次	和牛	乳用種	交雑種	その他	合計
1995	311 (57.6)	170 (31.5)	57 (10.0)	2 (0.3)	540 (100.0)
1996	298 (59.2)	153 (30.4)	51 (10.1)	1 (0.2)	503 (100.0)
1997	302 (60.1)	129 (26.0)	61 (12.3)	4 (1.7)	496 (100.0)
1998	298 (62.2)	106 (22.1)	74 (15.4)	1 (0.3)	479 (100.0)
1999	305 (63.0)	94 (19.4)	83 (17.1)	2 (0.5)	484 (100.0)
2000	315 (63.2)	88 (17.7)	95 (19.0)	1 (0.1)	498 (100.0)
2001	266 (61.9)	68 (15.8)	95 (22.1)	1 (0.2)	430 (100.0)
2002	240 (47.5)	79 (15.6)	185 (36.6)	1 (0.9)	505 (100.0)
2003	206 (46.5)	82 (18.5)	154 (34.7)	1 (0.3)	443 (100.0)
2004	211 (45.1)	98 (20.9)	155 (33.1)	2 (0.9)	468 (100.0)

資料：日本食肉格付協会資料により作成

注1) 食肉中央卸売市場10カ所、指定市場18カ所の格付頭数である。

注2) 和牛は和牛雌と和牛去勢を、乳用種は乳用牛雌と乳用牛去勢を、交雑種は交雑種雌と交雑種去勢を、そしてその他の牛は和牛、乳用牛、交雑種の雄と外国種をそれぞれ加えた数値である。

注3) 頭数は十位を、比率は小数点第1位を四捨五入した数値である。

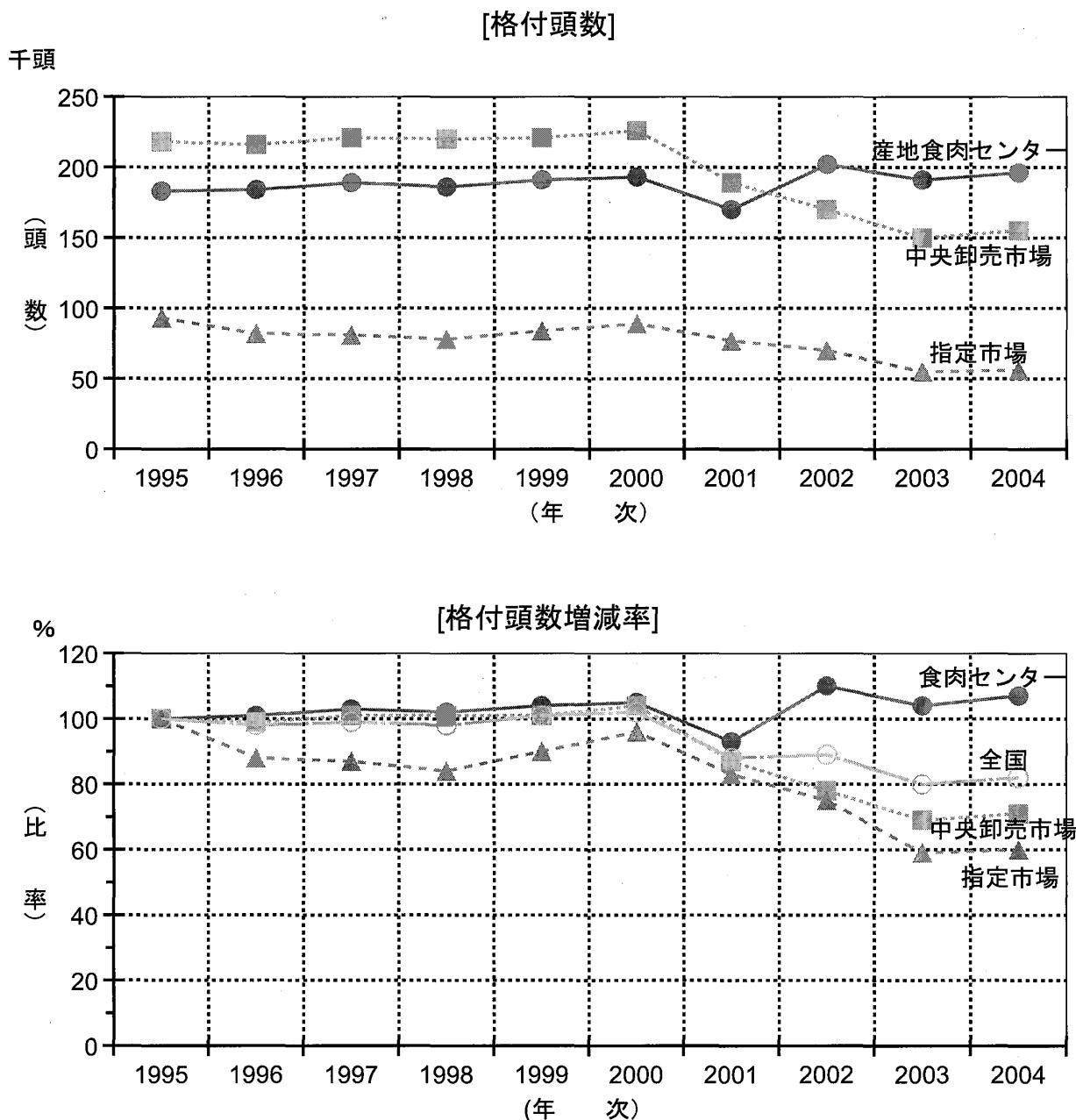


図9 産地食肉センター・食肉中央卸売市場・指定市場における和牛格付頭数、格付頭数増減率の推移

2000年の50.7万頭をピークに減少し、2004年現在407万頭と20%減っている。この間中央卸売市場では22.6万頭から15.5万頭へと31%、そして指定市場では9万頭から6万頭へと33%減っているのである。他方、産地にある食肉センターにおける格付頭数は微増ながら増加している。19.3万頭から19.6万頭へと約3万頭増え、和牛格付総頭数に占める比率も38%から48%へと上昇している(図9)。

これまで、和牛のかなりの部分は消費地卸売市場まで生体で流通していた。しかし、2000年以降、産地食肉センターでと畜、格付され、枝肉、部分肉で消費地まで輸送される、和牛の市場外流通が

拡大しつつあるといえよう³⁰⁾。

6. 自由競争下における食肉卸売市場の課題と対応

輸入食肉の増大、国内食肉生産の停滞、そして産地食肉センターにおけると畜・格付け頭数の増加、そして枝肉・部分肉流通の増大等、食肉の市場外流通が拡大する中で、食肉卸売市場の流通シェアが縮小し、その機能が問われるとともに、取引頭数の減少は取引を支える卸売会社の経営問題に及びつつある。もともと卸売市場制度はセリ取引の励行、受託拒否の禁止や差別的取り扱いの禁止等、公開制と公平性によって零細生産者や小売業者を保護するものであった。しかし、食肉加工メーカー、大手量販店を基軸とする市場外流通の拡大にともない卸売市場の流通シェアが縮小しつつあり、卸売業者の経営悪化も相俟って、政府は2003年卸売市場法を改正し、商物一致取引の緩和、買付集荷の自由化、第三者販売・直荷引の弾力化、卸売業者の市場外での販売活動規制を緩和する業務内容の多角化、仲卸売業者に対する財務基準の明確化等とともに、2009年より手数料の自由化を打ち出した。つまり、これまでの卸売市場の公設制を否定し、自由競争化を推進するものである。

このような自由競争下において、卸売市場は存立基盤の確立のために新たな対応・改革が迫られている。まず第1に規制緩和がすすめられるなかで、卸売業者は生産指導をも含めた産地に対する積極的な生産・集荷の働きかけを行い、出荷者と買受人や各市場間の連携による情報交流を図るとともに、集荷・品揃え機能を拡充しなければならない。とりわけ買付集荷の拡大が求められている。第2に卸売業者は、部分肉製造等、食肉の流通加工をはじめとする流通の川上、川下の新たなビジネスに参入する必要がある。第3に取引量を増やすために、電子商取引等商物分離取引の導入が不可欠である。第4に、これまでの格付一辺倒の評価から、給与飼料や飼養方法の改革による安全・安心や産地ブランド等、差別化を基盤としたあらたな評価基準の導入が必要となっている。

おわりに

取引の公正さと公開性の確保を規範に生鮮食料品の卸売流通を担ってきた卸売市場は、現在、取引シェアの縮小、卸売業者の経営問題に直面し、存立基盤の確立を目指した改革がもためられている。本稿では、卸売市場経由率の最も低い食肉の卸売市場について取引の現状を分析し、課題を提起した。

食肉卸売市場では、扱っている肉牛、豚の取引頭数が減少しつつあり、全国流通に占める市場流通は縮小しつつある。特に牛については、BSE感染牛の発見にともなう2001年の取引頭数の激減以降、国内生産の停滞も相俟って、現在まだ取引量は回復しておらず、特に指定市場の落ち込みが顕著である。したがって、卸売市場の取引金額も2000年ピーク時の3/4に減っており、とくに指定市場の取引金額は2000年の半分以下に減少したままなのである。

このような取引の減少の大きな要因は、これまで卸売市場取引の主流を占めてきた和牛の取引が減っているためである。和牛の格付頭数をみると、2000年以降卸売市場シェアは縮小し、産地食肉センターシェアの拡大しているのである。これまで、市場でより高い評価を求めて和牛のかなりの部分は消費地卸売市場まで生体で流通していた。しかし、2000年以降、産地食肉センターでと畜、格付され、枝肉、部分肉で消費地まで輸送される、和牛の市場外流通が拡大しつつあるといえよう。

政府は2004年の卸売市場改正によって、これまで取引の公正さと公開制を保護するために定めていた各種規制を緩和し、取引の自由化を推進しつつある。とりわけ、2009年から実施される卸売手数料自由化はその引き下げ競争を激化させ、卸売会社の経営をさらに圧迫することが予測される。

このような自由競争下において、卸売市場は存立基盤の確立のために以下のような新たな対応・改革に迫られている。それは第1に、卸売業者は生産指導をも含めた産地に対する積極的な生産・集荷の働きかけを行い、集荷・品揃え機能を拡充し、とりわけ買付集荷を拡大すること、第2に、卸売業者の部分肉製造等、食肉の流通加工をはじめとする流通の川上、川下の新たなビジネスへの参入、第3に、取引量を増やすために、電子商取引等、商物分離取引の導入、第4に、これまでの格付一辺倒の評価から、給与飼料や飼養方法の改革による安全・安心や産地ブランド等、差別化を基盤とした新たな評価基準の導入等である。

-
- 1) 2002年現在の卸売市場経由率は、牛肉18.5%、豚肉11.8%、野菜69.3%、果物79.4%、水産物62.5%、そして花卉79.6%である。
 - 2) 細川允史「流通再編と卸売市場」滝澤昭義・細川允史編『流通再編と食料・農産物市場』筑波書房、2000年、pp. 53～69参照のこと。
 - 3) 2001年8月に千葉県でと殺された乳牛が9月にイギリスの研究機関によってBSE罹患確認された（「日本経済新聞」2001年9月23日号）
 - 4) 「日本経済新聞」朝刊、2001年9月29日号
 - 5) 「日本経済新聞」朝刊2001年10月11日号
 - 6) 牛肉偽装表示については、佐々木悟「生鮮食品流通とリスク管理—牛肉トレーサビリティとHACCPシステムを中心として」日本流通学会編『流通』No. 16、芽ばえ社、2003年、pp. 44～45、を参照のこと。
 - 7) 「日本経済新聞」朝刊、2001年10月22日号
 - 8) 「日本経済新聞」(朝刊) 2003年12月24日号
 - 9) 「日本農業新聞」2005年6月14日号
 - 10) 「北海道新聞」(夕刊) 2005年12月12日号
 - 11) 同上 (朝刊) 2006年1月21日号
 - 12) 危険特定部位は、脊髓、回腸、脳であり、輸出プログラムでは、①特定危険部位除去の他に、②20ヶ月齢以下の牛のみを輸出対象とし、月齢証明を行うこと、③月齢証明の方法として記録による証明、アメリカ農務省の工程・品質証明、枝肉規格、成熟度評価を用いること、が提示されていた（新山陽子「アメリカのBSE措置の評価と輸入再開の議論はどのように進められたか」『農業と経済』vol171 No. 14、昭和堂、pp. 5～12、2005年12月。）
 - 13) 「北海道新聞」(朝刊) 2006年3月20日号

- 14) 「日本農業新聞」2006年3月14日号
- 15) 「日本農業新聞」2005年9月13日号
- 16) 輸入停止した2004年3月頃から、米国農務長官と通商代表部による世界貿易機構への提訴を示唆する高圧的な発言などがあり（前掲『農業と経済』2005年12月号、8p）、米国通商代表部は輸入再停止後も幾度も日米を巡る「貿易戦争」への発展を示唆して早期の輸入再開を迫っている（「北海道新聞」（朝刊）2006年3月18日号）
- 17) 「日経流通新聞MJ」2006年3月20日号
- 18) 日本の主要都市における消費者・生産者との意見交換会で米国牛の全頭検査の必要性が叫ばれる中、2006年6～7月の小泉首相の訪米を契機に、同年8月からの輸入再開が、日米間で合意された（「北海道新聞」（朝刊）2006年6月30日号）
- 19) 「毎日新聞」2004年1月13日号
- 20) 「日本経済新聞」（朝刊）2006年3月16日号
- 21) 輸入量は財務省「貿易統計」による。
- 22) 鶏肉輸入量は財務省「貿易統計」による
- 24) 2000年から05年までの推移をみると、輸入量が最も大きく増大しているのはカナダ産であり、13万トンから19万トンへと32%増え、アメリカ産も13万トンから16万トンへと20%増大している（財務省「貿易統計」による）。
- 25) 1922年「中央卸売市場法」が制定され、全国に先駆けて京都市に開設されて、その後全国主要都市に設立されていった。同法制定は1917年の米騒動を契機としている（吉田忠『今日の農業問題3、農産物の流通』家の光協会、1978年、pp. 87～117）。
- 26) 中央卸売市場は生鮮食料品等の流通および消費上、特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するため（「卸売市場法」第七条）、卸売の中核的拠点（同十条）となって流通改善に資するものとして、地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設する（同第八条）市場を指し、地方卸売市場は、中央卸売市場以外の卸売市場で都道府県知事の認可を受けて開設された市場（同法第五十五条）であり、卸売市場の面積が150㎡以上とされている（「卸売市場法施行令」第二条）
- 27) 細川允史「卸売市場の変化（公共的性格から自由競争へ）」滝澤昭義・甲斐論・細川允史・早川治編『食料・農産物の流通と市場』筑波書房、2004年、pp. 108～109。
- 28) 日本食肉市場卸売協会資料による。
- 29) 同上
- 30) 1998年より、肉牛の主産地である北海道十勝の食肉センター（十勝畜産公社）に併設して「ホクレン十勝枝肉市場」が開設され、2004年には、黒毛和種が1,260頭、褐毛和種が44頭（和牛全体で1,304頭）、交雑種が428頭取引された（佐々木悟「流通再編下における産地和牛肉市場形成と産地振興—和牛新興産地十勝の枝肉市場開設を巡って—」『旭川大学紀要』第50号、2000年、pp. 1～13を参照のこと）。